

平成25年12月亀岡市議会定例会

条例一部改正資料

(新旧対照表)

亀岡市税外収入滞納金督促条例（昭和40年亀岡市条例第1号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 （延滞金の割合等の特例）</p> <p>3 当分の間、第3条に規定する延滞金の_____年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>_____）とする。</p>	<p>附 則 （延滞金の割合等の特例）</p> <p>3 当分の間、第3条に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ_____。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

亀岡市後期高齢者医療に関する条例（平成20年亀岡市条例第11号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>2 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の_____年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。</p> <p>_____）とする。</p>	<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>2 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ_____。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあっては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>



亀岡市介護保険条例（平成12年亀岡市条例第15号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第6条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の_____年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合においては、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例基準割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。_____）とする。</p>	<p>附 則 （延滞金の割合の特例）</p> <p>第6条 当分の間、第8条第1項に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ_____。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合においては、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</p>

亀岡市営住宅管理条例（平成9年亀岡市条例第48号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、高齢者、障害者、被爆者、18歳未満の児童を3人以上扶養（同居に限る。）している者、<u>配偶者からの暴力を受けた被害者</u></p> <hr/> <p>_____、亀岡市犯罪被害者等支援条例（平成24年亀岡市条例第3号）第2条第2号に規定する犯罪被害者等又は生活環境の改善の図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(督促、延滞金の徴収)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 <u>入居者は、前項の規定により指定された期限（以下「指定納期限」という。）までにその納付すべき金額を納付しないときは、納付すべき金額に、その指定納期限の翌日から納付の日まで期間の日数に応じ、年14.6パーセント（指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して納付しなければならない。</u></p>	<p>(入居者の選考)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、高齢者、障害者、被爆者、18歳未満の児童を3人以上扶養（同居に限る。）している者、<u>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）第1条第2項に規定する被害者又は同法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者</u>、亀岡市犯罪被害者等支援条例（平成24年亀岡市条例第3号）第2条第2号に規定する犯罪被害者等又は生活環境の改善の図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、前項の規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p> <p>4 (略)</p> <p>(督促、延滞金の徴収)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>&lt;削除&gt;</p>

3 市長は、入居者が第1項の指定納期限までに家賃を納付しなかったことについてやむを得ない事由があると認められる場合においては、前項の延滞金額を減免することができる。 <削除>

亀岡市公共下水道事業受益者負担に関する条例（昭和56年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>附 則 （延滞金の割合等の特例）</p> <p>2 当分の間、第11条に規定する延滞金の____年7.25パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（各年の前年の11月30日を経過するときにおける日本銀行法（平成9年法律第89号）第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率に年4パーセントの割合を加算した割合をいう。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、当該特例基準割合（当該割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。 ____）とする。</p>	<p>附 則 （延滞金の割合等の特例）</p> <p>2 当分の間、第11条に規定する延滞金の年14.5パーセントの割合及び年7.25パーセントの割合は、この規定にかかわらず、各年の特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ ____。）が年7.25パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下「特例基準割合適用年」という。）中においては、年14.5パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.25パーセントの割合を加算した割合とし、年7.25パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.25パーセントの割合を超える場合には、年7.25パーセントの割合）とする。</p>

亀岡市環境審議会条例（昭和46年亀岡市条例第22号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>委員は、専門の学識経験を有する者、市議会議員その他から市長が委嘱する。</u></p>	<p>(組織)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 <u>委員は、環境の保全に関し識見を有する者その他から市長が委嘱する。</u></p>

亀岡市庁舎使用料条例（平成2年亀岡市条例第14号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																								
<p>(使用料)</p> <p>第3条 庁舎の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号の区分に従い当該各号に定める額の使用料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 市民ホールの利用者 別表第1に掲げる額に100分の105を乗じた額（1円未満の端数については切り捨てるものとする。）</p> <p>(2) (略)</p> <p>(減免)</p> <p>第4条 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(還付)</p> <p>第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の<u>一</u>に該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>午前9時～ 午前12時</td> <td>午後1時～ 午後5時</td> <td>午後6時～ 午後10時</td> <td>午前9時～ 午後5時</td> <td>午後1時～ 午後10時</td> <td>午前9時～ 午後10時</td> </tr> <tr> <td>1,500円</td> <td>2,500円</td> <td>3,000円</td> <td>4,000円</td> <td>5,500円</td> <td>7,000円</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 使用許可時間を超過した場合の超過使用料は、1時間につき<u>1,000円</u>とする。この場合において、超過使用時間に1時間未満の</p>	午前9時～ 午前12時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	1,500円	2,500円	3,000円	4,000円	5,500円	7,000円	<p>(使用料)</p> <p>第3条 庁舎の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号の区分に従い当該各号に定める額の使用料を納入しなければならない。</p> <p>(1) 市民ホールの利用者 別表第1に掲げる額_____</p> <p>(2) (略)</p> <p>(減免)</p> <p>第4条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(還付)</p> <p>第5条 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>別表第1(第3条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>午前9時～ <u>正午</u></td> <td>午後1時～ 午後5時</td> <td>午後6時～ 午後10時</td> <td>午前9時～ 午後5時</td> <td>午後1時～ 午後10時</td> <td>午前9時～ 午後10時</td> </tr> <tr> <td>1,620円</td> <td>2,700円</td> <td>3,240円</td> <td>4,320円</td> <td>5,940円</td> <td>7,560円</td> </tr> </table> <p>備考</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 使用許可時間を超過した場合の超過使用料は、1時間につき<u>1,080円</u>とする。この場合において、超過使用時間に1時間未満の</p>	午前9時～ <u>正午</u>	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時	1,620円	2,700円	3,240円	4,320円	5,940円	7,560円
午前9時～ 午前12時	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時																				
1,500円	2,500円	3,000円	4,000円	5,500円	7,000円																				
午前9時～ <u>正午</u>	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時																				
1,620円	2,700円	3,240円	4,320円	5,940円	7,560円																				

端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

5、6 (略)

別表第2(第3条関係)

固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の105を乗じ土地使用料を加算した額

端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

5、6 (略)

別表第2(第3条関係)

固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の108を乗じ土地使用料を加算した額

亀岡市中央公民館使用条例（昭和45年亀岡市条例第38号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第3条 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 施設又は附帯設備その他器具備品等を<u>き損</u>し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第5条 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、教育委員会は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 公民館の使用料は、別表に<u>定めるとおり</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第3条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 施設又は附帯設備その他器具備品等を<u>毀損</u>し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4)、(5) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第5条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、教育委員会は、使用の許可を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第6条 公民館の使用料は、別表に<u>掲げる額</u>とする。</p> <p>2 (略)</p>

別表（第6条関係）

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
9時～ 12時	1時～ 5時	6時～ 10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円	円	円	円	円	円
840	1,050	1,360	1,680	2,100	2,730
630	730	940	1,150	1,470	1,890
630	730	940	1,150	1,470	1,890
840	1,050	1,360	1,680	2,100	2,730
840	1,050	1,360	1,680	2,100	2,730
520	630	840	1,050	1,260	1,680
730	940	1,150	1,470	1,780	2,310

別表（第6条関係）

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円	円	円	円	円	円
860	1,080	1,400	1,720	2,160	2,800
640	750	970	1,180	1,510	1,940
640	750	970	1,180	1,510	1,940
860	1,080	1,400	1,720	2,160	2,800
860	1,080	1,400	1,720	2,160	2,800
540	640	860	1,080	1,290	1,720
750	970	1,180	1,510	1,830	2,370

亀岡市野外活動施設条例（昭和57年亀岡市条例第25号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																																																
<p>(使用の不許可)</p> <p>第5条 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 施設及びこれに附帯する物件を滅失し、又は<u>き損</u>した者はこれを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">野外活動センター使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td rowspan="2">1人1日</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">施設使用料</p> <p>(1) キャンプ場使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td rowspan="2">1人1泊</td> <td>150円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) テント使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャンプテント（10人用）</td> <td rowspan="2">1張1泊</td> <td>520円</td> </tr> <tr> <td>天幕テント</td> <td>1,050円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		使用料	大人	1人1日	200円	小人	100円	区分		使用料	大人	1人1泊	150円	小人	100円	区分		使用料	キャンプテント（10人用）	1張1泊	520円	天幕テント	1,050円	<p>(使用の不許可)</p> <p>第5条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第9条 施設及びこれに附帯する物件を滅失し、又は<u>毀損</u>した者はこれを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">野外活動センター使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td rowspan="2">1人</td> <td>270円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>別表第2（第6条関係）</p> <p style="text-align: center;">施設使用料</p> <p>(1) キャンプ場宿泊料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>大人</td> <td rowspan="2">1人1泊</td> <td>320円</td> </tr> <tr> <td>小人</td> <td>100円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) テント使用料</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>人数</th> <th>使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>キャンプテント（10人用）</td> <td rowspan="2">1張1泊</td> <td>1,080円</td> </tr> <tr> <td>持込みテント</td> <td>320円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	人数	使用料	大人	1人	270円	小人	100円	区分	人数	使用料	大人	1人1泊	320円	小人	100円	区分	人数	使用料	キャンプテント（10人用）	1張1泊	1,080円	持込みテント	320円
区分		使用料																																															
大人	1人1日	200円																																															
小人		100円																																															
区分		使用料																																															
大人	1人1泊	150円																																															
小人		100円																																															
区分		使用料																																															
キャンプテント（10人用）	1張1泊	520円																																															
天幕テント		1,050円																																															
区分	人数	使用料																																															
大人	1人	270円																																															
小人		100円																																															
区分	人数	使用料																																															
大人	1人1泊	320円																																															
小人		100円																																															
区分	人数	使用料																																															
キャンプテント（10人用）	1張1泊	1,080円																																															
持込みテント		320円																																															

(3) スポーツハウス使用料

区分		使用料
和室(1)	1時間	100円
和室(2)		100円
会議室		100円

(4) さくらツリーハウス使用料

区分		使用料
1棟 1泊		2,100円
1棟 1時間		260円

備考

- 1 小人とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校の児童又は生徒をいう。
- 2 市民以外の者が使用する場合の使用料は、2倍の額とする。

(3) スポーツハウス使用料

和室	1人1日	100円
会議室		100円

(4) さくらツリーハウス使用料

1棟1日	540円
------	------

備考

- 1 小人とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校の児童又は生徒をいう。
- 2 市民以外の者が使用する場合の使用料は、2倍の額とする。

亀岡市社会体育施設条例（昭和39年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(使用の不許可)</p> <p>第6条 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用許可の変更)</p> <p>第7条 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することがある。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 社会体育施設の施設又はこれに附帯する物件を滅失し、又は<u>き損</u>した者はこれを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。</p> <p>2、3 (略)</p>	<p>(使用の不許可)</p> <p>第6条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用許可の変更)</p> <p>第7条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、使用の許可を取り消し、又はその使用を制限し、若しくは停止することがある。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(損害賠償)</p> <p>第12条 社会体育施設の施設又はこれに附帯する物件を滅失し、又は<u>毀損</u>した者はこれを原状に回復し、又はその損害額を賠償しなければならない。</p> <p>2、3 (略)</p>

別表第1（第8条関係）

円	円	円	円	円
1,050	1,050	1,050	1,050	1,570
円	円	円	円	
3,150	3,150	3,150	3,150	
円	円	円	円	
1,570	1,570	1,570	1,570	
円	円	円	円	
1,570	1,570	1,570	1,570	
円	円	円	円	
2,100	2,100	2,100	2,100	
円	円	円	円	
1,050	1,050	1,050	1,050	
円	円	円	円	
940	940	940	940	
円	円	円	円	
1,050	1,050	1,050	1,050	
円	円	円	円	
1,050	1,050	1,050	1,050	
円	円	円	円	円
2,100	2,100	2,100	2,100	3,150
円	円	円	円	円
1,050	1,050	1,050	1,050	1,570
1時間につき420円				
1時間につき2,700円				

別表第1（第8条関係）

円	円	円	円	円
1,080	1,080	1,080	1,080	1,620
3,240	3,240	3,240	3,240	
1,620	1,620	1,620	1,620	
1,620	1,620	1,620	1,620	
2,160	2,160	2,160	2,160	
1,080	1,080	1,080	1,080	
970	970	970	970	
1,080	1,080	1,080	1,080	
1,080	1,080	1,080	1,080	
2,160	2,160	2,160	2,160	3,240
1,080	1,080	1,080	1,080	1,620
1時間につき430円				
1時間につき2,770円				

亀岡市総合福祉センター条例（平成17年亀岡市条例第33号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(使用の許可の制限)</p> <p>第8条 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、市長は、使用を許可しないことができる。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 <u>総合福祉センターの使用料は、別表第1に定める額に100分の105を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(目的外使用料)</p> <p>第14条 目的外使用の許可を受けて総合福祉センターの一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。</p> <p>2 <u>目的外使用料は、別表第2に掲げる額に100分の105を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</u></p>	<p>(使用の許可の制限)</p> <p>第8条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、市長は、使用を許可しないことができる。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、市長は、使用の許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 <u>総合福祉センターの使用料は、別表第1に掲げる額とする。</u></p> <p>2 前項の使用料は、前納しなければならない。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。</p> <p>(目的外使用料)</p> <p>第14条 目的外使用の許可を受けて総合福祉センターの一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。</p> <p>2 <u>目的外使用料は、別表第2に掲げる額とする。</u></p>

別表第1（第10条関係）

午前	午後	夜間	全日
9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～ 午後10時
円	円	円	円
<u>2,000</u>	<u>3,000</u>	<u>4,000</u>	<u>9,000</u>
<u>400</u>	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>1,500</u>
<u>400</u>	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>1,500</u>
<u>400</u>	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>1,500</u>
<u>500</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,800</u>
<u>500</u>	<u>600</u>	<u>700</u>	<u>1,800</u>
<u>1,100</u>	<u>1,300</u>	<u>1,600</u>	<u>4,000</u>
<u>700</u>	<u>800</u>	<u>900</u>	<u>2,400</u>
<u>600</u>	<u>700</u>	<u>800</u>	<u>2,100</u>
<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>2,500</u>
<u>700</u>	<u>800</u>	<u>1,000</u>	<u>2,500</u>
<u>400</u>	<u>500</u>	<u>600</u>	<u>1,500</u>

別表第2（第14条関係）

39,000円
---------

別表第1（第10条関係）

午前	午後	夜間	全日
午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円	円	円	円
<u>2,160</u>	<u>3,240</u>	<u>4,320</u>	<u>9,720</u>
<u>430</u>	<u>540</u>	<u>640</u>	<u>1,620</u>
<u>430</u>	<u>540</u>	<u>640</u>	<u>1,620</u>
<u>430</u>	<u>540</u>	<u>640</u>	<u>1,620</u>
<u>540</u>	<u>640</u>	<u>750</u>	<u>1,940</u>
<u>540</u>	<u>640</u>	<u>750</u>	<u>1,940</u>
<u>1,180</u>	<u>1,400</u>	<u>1,720</u>	<u>4,320</u>
<u>750</u>	<u>860</u>	<u>970</u>	<u>2,590</u>
<u>640</u>	<u>750</u>	<u>860</u>	<u>2,260</u>
<u>750</u>	<u>860</u>	<u>1,080</u>	<u>2,700</u>
<u>750</u>	<u>860</u>	<u>1,080</u>	<u>2,700</u>
<u>430</u>	<u>540</u>	<u>640</u>	<u>1,620</u>

別表第2（第14条関係）

42,100円
---------

亀岡市厚生会館条例（平成17年亀岡市条例第35号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(使用の許可の制限)</p> <p>第5条  次の各号の<u>一</u>に該当するときは、市長は使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)  公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2)  施設又は附属施設その他器具備品等を<u>き損</u>し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3)  営利をはかる目的で使用するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4)  管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(5)  その他市長が適当でないとき。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条  次の各号の<u>一</u>に該当するときは、市長は<u>使用の許可</u>を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条  <u>厚生会館の使用料は、別表第1に定める額に100分の105を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(目的外使用料)</p> <p>第11条  目的外使用の許可を受けて厚生会館の一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。</p>	<p>(使用の許可の制限)</p> <p>第5条  次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、市長は使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)  公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(2)  施設又は附属施設その他器具備品等を<u>毀損</u>し、又は滅失するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(3)  営利をはかる目的で使用するおそれがあると認めるとき。</p> <p>(4)  管理上支障があると認めるとき。</p> <p>(5)  その他市長が適当でないとき。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条  次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、市長は、<u>使用の許可</u>を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第7条  <u>厚生会館の使用料は、別表第1に掲げる額とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(目的外使用料)</p> <p>第11条  目的外使用の許可を受けて厚生会館の一部を使用する者（以下「目的外使用者」という。）は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。</p>

2 目的外使用料は、別表第2に掲げる額に100分の105を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(損害賠償)

第15条 使用者が故意又は過失により厚生会館の施設をき損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

別表第1 (第7条関係)

円	円	円	円
700	800	1,000	2,500
700	800	1,000	2,500
300	400	500	1,200
300	400	500	1,200
400	500	600	1,500

別表第2(第11条関係)

円
20,000

2 目的外使用料は、別表第2に掲げる額とする。

(損害賠償)

第15条 使用者が故意又は過失により厚生会館の施設を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

別表第1 (第7条関係)

円	円	円	円
<u>750</u>	<u>860</u>	<u>1,080</u>	<u>2,700</u>
<u>750</u>	<u>860</u>	<u>1,080</u>	<u>2,700</u>
<u>320</u>	<u>430</u>	<u>540</u>	<u>1,290</u>
<u>320</u>	<u>430</u>	<u>540</u>	<u>1,290</u>
<u>430</u>	<u>540</u>	<u>640</u>	<u>1,620</u>

別表第2(第11条関係)

<u>21,600円</u>
----------------

ふれあいプラザ条例（平成17年亀岡市条例第32号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 営利を目的とした使用と認められるとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) プラザの施設又は附帯設備その他器具備品等を<u>き損</u>し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) プラザの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(5) その他市長が使用を不適當と認めるとき。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、市長は<u>使用許可</u>を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(入館の拒否等)</p> <p>第7条 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 <u>プラザの使用料は、別表第1に掲げる額に100分の105を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) 営利を目的とした使用と認められるとき。</p> <p>(2) 公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3) プラザの施設又は附帯設備その他器具備品等を<u>毀損</u>し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(4) プラザの管理上支障があると認められるとき。</p> <p>(5) その他市長が使用を不適當と認めるとき。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、市長は、<u>使用許可</u>を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(入館の拒否等)</p> <p>第7条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 <u>プラザの使用料は、別表第1に掲げる額とする。</u></p> <p>2 (略)</p>

(目的外使用料)

第14条 目的外使用の許可を受けてプラザの一部を使用する者(以下「目的外使用者」という。)は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2 目的外使用料は、別表第2に掲げる額に100分の105を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(特別の設備の制限)

第16条 プラザを使用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の特別の設備に要する経費は、すべて使用者又は目的外使用者(以下「使用者等」という。)の負担とする。

(市の免責)

第20条 使用者等においてプラザの施設若しくは附帯設備の使用又はこの条例に基づく処分により損害を生じた場合は、市は一切その責めに任じないものとする。

別表第1(第10条関係)

300円

別表第2(第14条関係)

40,000円

(目的外使用料)

第14条 目的外使用の許可を受けてプラザの一部を使用する者(以下「目的外使用者」という。)は、目的外使用料を市長が定める期日までに納付しなければならない。

2 目的外使用料は、別表第2に掲げる額とする。

(特別の設備の制限)

第16条 プラザを使用するために特別の設備をしようとするときは、あらかじめ市長の許可を受けなければならない。

2 前項の特別の設備に要する経費は、全て使用者又は目的外使用者(以下「使用者等」という。)の負担とする。

(市の免責)

第20条 使用者等においてプラザの施設若しくは附帯設備の使用又はこの条例に基づく処分により損害を生じた場合は、市は、一切その責めに任じないものとする。

別表第1(第10条関係)

320円

別表第2(第14条関係)

43,200円

亀岡市立文化センター条例（平成14年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行			改 正 後 (案)		
別表（第6条関係）			別表（第6条関係）		
午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
9時～12時	1時～5時	6時～10時	午前9時～正午	午後1時～午後5時	午後6時～午後10時
1,050円	1,050円	1,260円	1,080円	1,080円	1,290円
1,470円	1,470円	1,760円	1,510円	1,510円	1,810円
1,360円	1,360円	1,630円	1,400円	1,400円	1,680円
310円	310円	370円	320円	320円	380円
440円	440円	520円	450円	450円	540円
400円	400円	490円	420円	420円	500円
730円	730円	880円	750円	750円	900円
1,020円	1,020円	1,230円	1,050円	1,050円	1,270円
950円	950円	1,140円	980円	980円	1,170円

亀岡市湯の花温泉供給条例（平成9年亀岡市条例第9号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(名義変更の禁止)</p> <p>第8条 使用名義の変更、売却、譲渡又は貸付けは<u>することができない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 <u>前項のただし書</u>による名義の変更をするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合において、温泉使用料の未納があるときは、納付後でなければ許可しないものとする。</p> <p>(工事の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 市長は<u>前項</u>の規定による申請を受けたときは、調査の上、14日以内に許可するものとする。ただし、許可には、設計、材質、工事方法、工事期間その他必要な条件を付けることができる。</p> <p>(供給の原則)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 供給の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても、市は<u>その責めを負わない</u>。</p> <p>(メーターの貸与)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の管理を怠ったためメーターを<u>忘失</u>又は毀損した場合は、市長が定める損害額を弁償しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(名義変更の禁止)</p> <p>第8条 使用名義の変更、売却、譲渡又は貸付けは、<u>することができない</u>。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>2 <u>前項ただし書の規定</u>による名義の変更をするときは、市長の許可を受けなければならない。この場合において、温泉使用料の未納があるときは、納付後でなければ許可しないものとする。</p> <p>(工事の申請)</p> <p>第10条 (略)</p> <p>2 市長は、<u>前項</u>の規定による申請を受けたときは、調査の上、14日以内に許可するものとする。ただし、許可には、設計、材質、工事方法、工事期間その他必要な条件を付けることができる。</p> <p>(供給の原則)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 供給の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても、市は、<u>その責めを負わない</u>。</p> <p>(メーターの貸与)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 前項の管理を怠ったためメーターを<u>亡失</u>又は毀損した場合は、市長が定める損害額を弁償しなければならない。</p> <p>4 (略)</p>

(使用料金)

第16条 温泉使用料（以下「使用料」という。）は別表第2 による基本料金、超過料金及びメーター使用料を合算した金額に100分の105を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。

2、3 (略)

(管理責任)

第20条 (略)

2～4 (略)

5 前2項の処置に要した経費は受給者の負担とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

別表第2 (第16条関係)

温泉料金

種別	基本使用量	基本料金	超過料金 (1m <sup>3</sup> につき)	
営業用	50m <sup>3</sup> 以下	5,000円	50m <sup>3</sup> 超	105円
自家用	5m <sup>3</sup> 以下	500円	5m <sup>3</sup> 超	105円

メーター使用料

口径	使用料 (1個1箇月につき)
13mm	100円
20mm	150円
25mm	200円
30mm	250円
40mm	350円

(使用料金)

第16条 温泉使用料（以下「使用料」という。）は、別表第2による基本料金、超過料金及びメーター使用料を合算した金額 \_\_\_\_\_ とする。

2、3 (略)

(管理責任)

第20条 (略)

2～4 (略)

5 前2項の処置に要した経費は、受給者の負担とする。ただし、市長が特に認めたときは、この限りでない。

別表第2 (第16条関係)

温泉料金

種別	基本使用量	基本料金	超過料金 (1立方メートルにつき)	
営業用	50立方メートル以下	5,400円	50立方メートル超	113円
自家用	5立方メートル以下	540円	5立方メートル超	113円

メーター使用料

口径	使用料 (1個1箇月につき)
13ミリメートル	108円
20ミリメートル	162円
25ミリメートル	216円
30ミリメートル	270円
40ミリメートル	378円



別表第3（第11条関係）

400円
400円
400円
400円
各4,600円
2,000円
1,600円
各400円
各400円
各200円
200円
4,000円
各200円
1,600円
200円
各200円
各附帯設備ごとに40,000円を超えない範囲内において市長が別に定める額
100平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 50円
101平方メートル以上 1,000平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 10円
1,001平方メートル以上の分 1平方メートル当たり 5円

別表第3（第11条関係）

432円
432円
432円
432円
各4,968円
2,160円
1,728円
各432円
各432円
各216円
216円
4,320円
各216円
1,728円
216円
各216円
各附帯設備ごとに43,200円を超えない範囲内において市長が別に定める額
100平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 54円
101平方メートル以上 1,000平方メートル以下の分 1平方メートル当たり 10円に100分の108を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。
1,001平方メートル以上の分 1平方メートル当たり 5円に100分の108を乗じた額とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

別表第4（第15条関係）

固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の105を乗じ土地使用料を加算した額

別表第4（第15条関係）

固定資産評価基準により算定した額に100分の6を乗じた額に100分の108を乗じ土地使用料を加算した額

亀岡市大井生涯学習センター条例（平成17年亀岡市条例第26号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設又は附帯設備その他の器具備品等を<u>き損</u>し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、市長は<u>使用許可</u>を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(入館の拒否等)</p> <p>第7条 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 センターの使用料は、別表第1に掲げる額<u>に100分の105を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</u></p> <p>(特別の設備の制限)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の特別の設備に要する経費は、<u>すべて</u>使用者の負担とする。</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設又は附帯設備その他の器具備品等を<u>毀損</u>し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、市長は、<u>使用許可</u>を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(入館の拒否等)</p> <p>第7条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 センターの使用料は、別表第1に掲げる額<u>_____</u>とする。</p> <p>(特別の設備の制限)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の特別の設備に要する経費は、<u>全て</u>使用者の負担とする。</p>

(市の免責)

第18条 使用者においてセンターの施設若しくは附帯設備の使用又はこの条例に基づく処分により損害を生じた場合、市は一切その責めに任じないものとする。

別表第1 (第10条関係)

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
9時～ 12時	1時～ 5時	6時～ 10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円 4,500	円 6,000	円 7,000	円 9,000	円 11,000	円 15,000
800	1,000	1,200	1,600	1,900	2,700

(市の免責)

第18条 使用者においてセンターの施設若しくは附帯設備の使用又はこの条例に基づく処分により損害を生じた場合、市は、一切その責めに任じないものとする。

別表第1 (第10条関係)

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円 4,860	円 6,480	円 7,560	円 9,720	円 11,880	円 16,200
860	1,080	1,290	1,720	2,050	2,910

亀岡会館条例（昭和45年亀岡市条例第36号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(使用の許可の制限)</p> <p>第4条 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設又は附帯設備その他器具備品等を<u>き損</u>し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第5条 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、市長は<u>使用の許可</u>を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(入館の拒否等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 <u>会館の使用料は、別表第1に定める額に100分の105を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(目的外使用料)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 <u>目的外使用料は、別表第2に定める額に100分の105を乗じたものと</u></p>	<p>(使用の許可の制限)</p> <p>第4条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設又は附帯設備その他器具備品等を<u>毀損</u>し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3)、(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第5条 次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、市長は、<u>使用の許可</u>を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(入館の拒否等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 <u>会館の使用料は、別表第1に掲げる額とする。</u></p> <p>2 (略)</p> <p>(目的外使用料)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 <u>目的外使用料は、別表第2に掲げる額とする。</u></p>

する。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(特別の設備の制限)

第14条 (略)

2 前項の特別の設備に要する経費は、すべて使用者又は目的外使用者(以下「使用者等」という。)の負担とする。

(市の免責)

第18条 使用者等において会館の施設若しくは附帯設備の使用又はこの条例に基づく処分により損害を生じた場合は、市は一切その責めに任じないものとする。

別表第1 (第9条関係)

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
9時～ 12時	1時～ 5時	6時～ 10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円	円	円	円	円	円
6,000	10,000	13,000	15,000	20,000	25,000
7,000	12,000	16,000	18,000	24,000	30,000
1,000	1,300	1,600	2,000	2,500	3,300
1,000	1,300	1,600	2,000	2,500	3,300
3,000	3,900	4,800	6,000	7,500	9,900
2,000	2,600	3,200	4,000	5,000	6,600
1,000	1,300	1,600	2,000	2,500	3,300
500	600	700	800	900	1,000
500	600	700	800	900	1,000
500	600	700	800	900	1,000
500	600	700	800	900	1,000
1,000	2,000	2,500	3,000	4,000	5,000
1,000	1,300	1,600	2,000	2,500	3,300
1回につき(1時間以内)2,000円					

(特別の設備の制限)

第14条 (略)

2 前項の特別の設備に要する経費は、全て使用者又は目的外使用者(以下「使用者等」という。)の負担とする。

(市の免責)

第18条 使用者等において会館の施設若しくは附帯設備の使用又はこの条例に基づく処分により損害を生じた場合は、市は一切その責めに任じないものとする。

別表第1 (第9条関係)

午前	午後	夜間	昼間	昼夜間	全日
午前9時～ 正午	午後1時～ 午後5時	午後6時～ 午後10時	午前9時～ 午後5時	午後1時～ 午後10時	午前9時～ 午後10時
円	円	円	円	円	円
6,480	10,800	14,000	16,200	21,600	27,000
7,560	12,900	17,200	19,400	25,900	32,400
1,080	1,400	1,720	2,160	2,700	3,560
1,080	1,400	1,720	2,160	2,700	3,560
3,240	4,210	5,180	6,480	8,100	10,690
2,160	2,800	3,450	4,320	5,400	7,120
1,080	1,400	1,720	2,160	2,700	3,560
540	640	750	860	970	1,080
540	640	750	860	970	1,080
540	640	750	860	970	1,080
540	640	750	860	970	1,080
1,080	2,160	2,700	3,240	4,320	5,400
1,080	1,400	1,720	2,160	2,700	3,560
1回につき(1時間以内)2,160円					

5 使用許可時間を超過した場合の超過使用料は、1時間につき基本使用料の2割相当額（特別応接室については、1時間について1,000円）とする。この場合において、超過使用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 附帯設備使用料

（舞台設備）

円
1,500
500
1,000
5,000
1,000
100
1,000
1,000
300
100
100
300
30
20
50
50

5 使用許可時間を超過した場合の超過使用料は、1時間につき基本使用料の2割相当額（特別応接室については、1時間について1,080円）とする。この場合において、超過使用時間に1時間未満の端数があるときは、30分以上は1時間とし、30分未満は切り捨てる。

2 附帯設備使用料

（舞台設備）

円
1,620
540
1,080
5,400
1,080
108
1,080
1,080
324
108
108
324
32
21
54
54

(音響設備)

円
500
500
600
1,000
200
100
500
500

(映写設備)

円
2,000
2,000

(照明設備)

円
50
100
100
100
200
200
200
800
200
100
500
100
500
300
300

(音響設備)

円
540
540
648
1,080
216
108
540
540

(映写設備)

円
2,160
2,160

(照明設備)

円
54
108
108
108
216
216
216
864
216
108
540
108
540
324
324

別表第2（第12条関係）

円
79,000
7,000
7,000
6,000
7,000

別表第2（第12条関係）

円
85,300
7,560
7,560
6,480
7,560

亀岡市交流会館条例（平成8年亀岡市条例第21号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第5条 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、市長は<u>使用許可</u>を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(入館の拒否等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号の<u>一</u>に該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 会館の使用料は、別表第1に<u>定めるとおり</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(市の免責)</p> <p>第17条 使用者において会館の施設若しくは附帯設備の使用又はこの条例に基づく処分により損害を生じた場合は、市は<u>一切</u>その責めに任じないものとする。</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第4条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第5条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、市長は、<u>使用許可</u>を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(入館の拒否等)</p> <p>第6条 市長は、次の各号の<u>いずれか</u>に該当する者に対し、入館を拒否し、又は退館を命ずることができる。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第9条 会館の使用料は、別表第1に<u>掲げる額</u>とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(市の免責)</p> <p>第17条 使用者において会館の施設若しくは附帯設備の使用又はこの条例に基づく処分により損害を生じた場合は、市は、<u>一切</u>その責めに任じないものとする。</p>

別表第1（第9条関係）

円	円	円
1,300	1,300	2,400
700	700	1,200
1,000	1,000	1,800
600	600	1,000
2,000	2,000	3,600

別表第1（第9条関係）

円	円	円
1,330	1,330	2,460
720	720	1,230
1,020	1,020	1,850
610	610	1,020
2,050	2,050	3,700

亀岡市土づくりセンター条例（平成17年亀岡市条例第39号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設又は附帯施設その他の器具備品等を<u>き損</u>し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 次の各号の<u>一</u>に該当するときは、市長は<u>使用許可</u>を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 センターの使用料は、別表第2に<u>定めるとおり</u>とする。</p> <p>(特別の設備の制限)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の特別の設備に要する経費は、<u>すべて</u>使用者の負担とする。</p> <p>(市の免責)</p> <p>第18条 使用者においてセンターの施設若しくは附帯設備の使用又はこの条例に基づく処分により損害を生じた場合は、市は<u>一切</u>その責めに任じないものとする。</p>	<p>(使用許可の制限)</p> <p>第5条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、使用を許可しないことができる。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 施設又は附帯施設その他の器具備品等を<u>毀損</u>し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第6条 次の各号の<u>いずれか</u>に該当するときは、市長は、<u>使用許可</u>を取り消し、又は使用を制限し、若しくは使用を停止することができる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(使用料)</p> <p>第10条 センターの使用料は、別表第2に<u>掲げる額</u>とする。</p> <p>(特別の設備の制限)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>2 前項の特別の設備に要する経費は、<u>全て</u>使用者の負担とする。</p> <p>(市の免責)</p> <p>第18条 使用者においてセンターの施設若しくは附帯設備の使用又はこの条例に基づく処分により損害を生じた場合は、市は、<u>一切</u>その責めに任じないものとする。</p>

別表第2（第10条関係）

1 ふん処理の使用料

2,000円
1,400円
10円
200円
1,400円

2 尿処理の使用料

120円
------

別表第2（第10条関係）

1 ふん処理の使用料

2,057円
1,439円
10円
205円
1,439円

2 尿処理の使用料

123円
------



別表第1（第9条関係）

1頭	20,000円
1頭	10,000円
1日1頭	3,000円
1キロ	100円

別表第1（第9条関係）

1頭	21,600円
1頭	10,800円
1日1頭	3,240円
1キログラム	108円



別表第1（第9条関係）

円	円	円	円
1,400	1,600	2,000	5,000
700	800	1,000	2,500
500	600	800	1,900

別表第1（第9条関係）

円	円	円	円
1,510	1,720	2,160	5,400
750	860	1,080	2,700
540	640	860	2,050

亀岡市都市公園条例（昭和44年亀岡市条例第12号）新旧対照表

現 行								改 正 後 (案)							
別表第3（第3条の2、第10条関係） 使用料 3 有料公園施設を使用する場合 (1) 亀岡運動公園野球場及び亀岡運動公園テニスコート								別表第3（第3条の2、第10条関係） 使用料 3 有料公園施設を使用する場合 (1) 亀岡運動公園野球場及び亀岡運動公園テニスコート							
使用時間 施設	午前9時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで		使用時間 施設	午前9時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで	
亀岡運動公園野 球場	2,620円	2,620円	2,620円	2,620円	2,620円	2,620円		亀岡運動公園野 球場	2,700円	2,700円	2,700円	2,700円	2,700円	2,700円	
亀岡運動公園野 球場夜間照明	1時間につき5,880円							亀岡運動公園野 球場夜間照明	1時間につき6,040円						
亀岡運動公園テ ニスコート（1 面につき）	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円	2,100円		亀岡運動公園テ ニスコート（1 面につき）	2,160円	2,160円	2,160円	2,160円	2,160円	2,160円	
亀岡運動公園テ ニスコート夜間 照明（1面につ き）	1時間につき420円							亀岡運動公園テ ニスコート夜間 照明（1面につ き）	1時間につき430円						
(備考) 1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、この表の午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額（ただし、夜間照明の使用料の額は、この表に定める額）とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。 2 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。								(備考) 1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、この表の午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額（ただし、夜間照明の使用料の額は、この表に定める額）とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。 2 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。							

## (2) 亀岡運動公園体育館

円	円	円	円	円
7,560	7,560	7,560	11,340	30,660
9,030	9,030	9,030	13,540	36,540
30,240	30,240	30,240	45,360	122,430
36,330	36,330	36,330	54,490	147,100
22,680	22,680	22,680	34,020	91,870
27,190	27,190	27,190	40,840	110,140
75,600	75,600	75,600	113,400	306,180
90,720	90,720	90,720	136,080	367,390
113,400	113,400	113,400	170,100	459,270
136,080	136,080	136,080	204,120	551,140
2,520	2,520	2,520	3,780	10,180
3,040	3,040	3,040	4,620	12,390
3,150	3,150	3,150	4,720	12,810
3,780	3,780	3,780	5,670	15,330
12,600	12,600	12,600	18,900	51,030
15,120	15,120	15,120	22,680	61,210
9,450	9,450	9,450	14,170	38,320
11,340	11,340	11,340	17,010	45,880
31,500	31,500	31,500	47,250	127,570
37,800	37,800	37,800	56,700	153,090
47,250	47,250	47,250	70,870	191,410
56,700	56,700	56,700	85,050	229,630
1,570	1,570	1,570	2,410	6,400
1,890	1,890	1,890	2,830	7,660
310	310	310	310	—
1,050	1,050	1,050	1,570	4,300

各附属設備ごとに、1使用時間区分10,500円（全日については、31,500円）を超えない範囲内において規則で定める額

## (2) 亀岡運動公園体育館

円	円	円	円	円
7,770	7,770	7,770	11,660	31,530
9,280	9,280	9,280	13,930	37,580
31,100	31,100	31,100	46,650	125,920
37,360	37,360	37,360	56,050	151,300
23,320	23,320	23,320	34,990	94,500
27,970	27,970	27,970	42,010	113,290
77,760	77,760	77,760	116,640	314,920
93,310	93,310	93,310	139,960	377,890
116,640	116,640	116,640	174,960	472,390
139,960	139,960	139,960	209,950	566,890
2,590	2,590	2,590	3,880	10,470
3,130	3,130	3,130	4,750	12,740
3,240	3,240	3,240	4,860	13,170
3,880	3,880	3,880	5,830	15,760
12,960	12,960	12,960	19,440	52,480
15,550	15,550	15,550	23,320	62,960
9,720	9,720	9,720	14,580	39,420
11,660	11,660	11,660	17,490	47,190
32,400	32,400	32,400	48,600	131,220
38,880	38,880	38,880	58,320	157,460
48,600	48,600	48,600	72,900	196,880
58,320	58,320	58,320	87,480	236,190
1,620	1,620	1,620	2,480	6,580
1,940	1,940	1,940	2,910	7,880
320	320	320	320	—
1,080	1,080	1,080	1,620	4,420

各附属設備ごとに、1使用時間区分10,800円（全日については、32,400円）を超えない範囲内において規則で定める額

(3) 亀岡運動公園競技場

円	円	円
6,300	6,300	11,340
7,560	7,560	13,650
25,200	25,200	45,360
30,240	30,240	54,490
18,900	18,900	34,020
22,680	22,680	40,840
63,000	63,000	113,400
75,600	75,600	136,080
94,500	94,500	170,100
113,400	113,400	204,120
1人1回 210円 (ただし、中学生以下1人1回100円)		
840	840	1,470
310	310	570
150	150	260
各附属設備ごとに、1使用時間区分10,500円（全日使用については、21,000円）を超えない範囲内において規則で定める額		

(4) 亀岡運動公園プール

1,200円
500円
100円
50円
12,000円
5,000円
1,000円
100円
47,250円

(3) 亀岡運動公園競技場

円	円	円
6,480	6,480	11,660
7,770	7,770	14,040
25,920	25,920	46,650
31,100	31,100	56,050
19,440	19,440	34,990
23,320	23,320	42,010
64,800	64,800	116,640
77,760	77,760	139,960
97,200	97,200	174,960
116,640	116,640	209,950
1人1回 210円 (ただし、中学生以下1人1回100円)		
860	860	1,510
320	320	590
160	160	270
各附属設備ごとに、1使用時間区分10,800円（全日使用については、21,600円）を超えない範囲内において規則で定める額		

(4) 亀岡運動公園プール

1,230円
510円
100円
50円
12,300円
5,100円
1,000円
100円
48,600円

(5) 亀岡運動公園プール管理棟

2,620円
2,100円
1,050円
1,050円
1,050円
2,100円
520円
520円
520円
1,050円
100円
100円
105,000円

(6) 亀岡運動公園野外ステージ

2,100円	2,100円	4,200円	4,200円	5,250円	6,300円
各附属設備ごとに、1使用時間区分10,500円を超えない範囲内において規則で定める額					

(5) 亀岡運動公園プール管理棟

2,700円
2,160円
1,080円
1,080円
1,080円
2,160円
540円
540円
540円
1,080円
100円
100円
108,000円

(6) 亀岡運動公園野外ステージ

2,160円	2,160円	4,320円	4,320円	5,400円	6,480円
各附属設備ごとに、1使用時間区分10,800円を超えない範囲内において規則で定める額					

## (7) さくら公園多目的運動場

使用時間 施設	午前9時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで
さくら公園多目的運動場	1,050円	1,050円	1,050円	1,050円	1,050円	1,050円
さくら公園多目的運動場夜間照明	1時間につき2,100円					
(備考)						
1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、この表の午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額（ただし、夜間照明の使用料の額は、この表に定める額）とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。						
2 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。						

## (8) さくら公園体育館

円	円	円	円	円	円	円
2,520	2,520	2,520	2,520	3,780	3,780	15,850
3,040	3,040	3,040	3,040	4,620	4,620	19,210
10,080	10,080	10,080	10,080	15,120	15,120	63,520
12,070	12,070	12,070	12,070	18,160	18,160	76,120
7,560	7,560	7,560	7,560	11,340	11,340	47,670
9,030	9,030	9,030	9,030	13,540	13,540	56,910
25,200	25,200	25,200	25,200	37,800	37,800	158,760
30,240	30,240	30,240	30,240	45,360	45,360	190,470
37,800	37,800	37,800	37,800	56,700	56,700	238,140
45,360	45,360	45,360	45,360	68,040	68,040	285,810
1,260	1,260	1,260	1,260	1,890	1,890	7,980
1,470	1,470	1,470	1,470	2,200	2,200	9,240
730	730	730	730	1,150	1,150	4,720
各附属設備ごとに、1使用時間区分7,350円（全日については、22,050円）を超えない範囲内において規則で定める額						

## (7) さくら公園多目的運動場

使用時間 施設	午前9時 から午前 11時まで	午前11時 から午後 1時まで	午後1時 から午後 3時まで	午後3時 から午後 5時まで	午後5時 から午後 7時まで	午後7時 から午後 9時まで
さくら公園多目的運動場	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円	1,080円
さくら公園多目的運動場夜間照明	1時間につき2,160円					
(備考)						
1 使用時間を延長した場合におけるその延長した時間に対する1時間当たりの使用料の額は、この表の午前9時から午前11時までの使用料の額に2分の1を乗じた額（ただし、夜間照明の使用料の額は、この表に定める額）とする。この場合において、1時間未満の使用は、1時間の使用とみなす。						
2 使用者が入場料等を徴収する場合の使用料は、この表に定める額の3倍の額とする。						

## (8) さくら公園体育館

円	円	円	円	円	円	円
2,590	2,590	2,590	2,590	3,880	3,880	16,300
3,130	3,130	3,130	3,130	4,750	4,750	19,760
10,360	10,360	10,360	10,360	15,550	15,550	65,340
12,420	12,420	12,420	12,420	18,680	18,680	78,300
7,770	7,770	7,770	7,770	11,660	11,660	49,030
9,280	9,280	9,280	9,280	13,930	13,930	58,530
25,920	25,920	25,920	25,920	38,880	38,880	163,290
31,100	31,100	31,100	31,100	46,650	46,650	195,910
38,880	38,880	38,880	38,880	58,320	58,320	244,940
46,650	46,650	46,650	46,650	69,980	69,980	293,970
1,290	1,290	1,290	1,290	1,940	1,940	8,200
1,510	1,510	1,510	1,510	2,260	2,260	9,500
750	750	750	750	1,180	1,180	4,860
各附属設備ごとに、1使用時間区分7,560円（全日については、22,680円）を超えない範囲内において規則で定める額						

亀岡市上水道事業給水条例（昭和33年亀岡市条例第28号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)																																																																
<p>(加入金)</p> <p>第14条の3 (略)</p> <p>2 前項の加入金の額は、次の区分により算定した額に<u>100分の105</u>を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給水管の口径</th> <th style="text-align: center;">加入金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">1 新規給水加入金</td> <td style="text-align: center;">ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: right;">40,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: right;">80,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: right;">140,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: right;">600,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: right;">1,000,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: right;">2,000,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: right;">4,000,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">150ミリメートル以上は、管理者が別に定める</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 生産用水加入金</td> <td colspan="2">新設1件につき前項の2倍相当額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 給水面積加入金</td> <td colspan="2">給水対象敷地面積 _____1平方メートル当たり500円（宅地造成地の場合は、造成敷地から公共用地を除いたものとする。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 水道未普及地域加入金</td> <td colspan="2">前3項 _____に掲げるもののほか、水道未普及地域解消事業の施行地域における新規給水の場合（別に定める分担金の賦課のある場合を除く。）は、管理者が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(特別な場合における加入金の算定)</p> <p>第14条の4 1個のメーターで2戸以上の使用水量を計量する共同給水装置については、口径13ミリメートルの給水管が各戸に設置されたものとみなして、加入金の額は<u>各戸</u>の合計額とする。</p>	区分	給水管の口径	加入金の額	1 新規給水加入金	ミリメートル	円	13	40,000	20	80,000	25	140,000	40	600,000	50	1,000,000	75	2,000,000	100	4,000,000	150ミリメートル以上は、管理者が別に定める			2 生産用水加入金	新設1件につき前項の2倍相当額		3 給水面積加入金	給水対象敷地面積 _____1平方メートル当たり500円（宅地造成地の場合は、造成敷地から公共用地を除いたものとする。）		4 水道未普及地域加入金	前3項 _____に掲げるもののほか、水道未普及地域解消事業の施行地域における新規給水の場合（別に定める分担金の賦課のある場合を除く。）は、管理者が別に定める額		<p>(加入金)</p> <p>第14条の3 (略)</p> <p>2 前項の加入金の額は、次の区分により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">区分</th> <th style="text-align: center;">給水管の口径</th> <th style="text-align: center;">加入金の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="8" style="text-align: center;">1 新規給水加入金</td> <td style="text-align: center;">ミリメートル</td> <td style="text-align: right;">円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">13</td> <td style="text-align: right;">40,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">20</td> <td style="text-align: right;">80,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">25</td> <td style="text-align: right;">140,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">40</td> <td style="text-align: right;">600,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">50</td> <td style="text-align: right;">1,000,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">75</td> <td style="text-align: right;">2,000,000</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">100</td> <td style="text-align: right;">4,000,000</td> </tr> <tr> <td colspan="3">150ミリメートル以上は、管理者が別に定める</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">2 生産用水加入金</td> <td colspan="2">新設1件につき前項の2倍相当額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3 給水面積加入金</td> <td colspan="2">新規給水加入金又は生産用水加入金に加え、給水対象敷地面積1平方メートル当たり500円（宅地造成地の場合は、造成敷地から公共用地を除いたものとする。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">4 水道未普及地域加入金</td> <td colspan="2">上記の区分に掲げるもののほか、水道未普及地域解消事業の施行地域における新規給水の場合（別に定める分担金の賦課のある場合を除く。）は、管理者が別に定める額</td> </tr> </tbody> </table> <p>(特別な場合における加入金の算定)</p> <p>第14条の4 1個のメーターで2戸以上の使用水量を計量する共同給水装置については、口径13ミリメートルの給水管が各戸に設置されたものとみなして、加入金の額は、<u>各戸</u>の合計額とする。</p>	区分	給水管の口径	加入金の額	1 新規給水加入金	ミリメートル	円	13	40,000	20	80,000	25	140,000	40	600,000	50	1,000,000	75	2,000,000	100	4,000,000	150ミリメートル以上は、管理者が別に定める			2 生産用水加入金	新設1件につき前項の2倍相当額		3 給水面積加入金	新規給水加入金又は生産用水加入金に加え、給水対象敷地面積1平方メートル当たり500円（宅地造成地の場合は、造成敷地から公共用地を除いたものとする。）		4 水道未普及地域加入金	上記の区分に掲げるもののほか、水道未普及地域解消事業の施行地域における新規給水の場合（別に定める分担金の賦課のある場合を除く。）は、管理者が別に定める額	
区分	給水管の口径	加入金の額																																																															
1 新規給水加入金	ミリメートル	円																																																															
	13	40,000																																																															
	20	80,000																																																															
	25	140,000																																																															
	40	600,000																																																															
	50	1,000,000																																																															
	75	2,000,000																																																															
	100	4,000,000																																																															
150ミリメートル以上は、管理者が別に定める																																																																	
2 生産用水加入金	新設1件につき前項の2倍相当額																																																																
3 給水面積加入金	給水対象敷地面積 _____1平方メートル当たり500円（宅地造成地の場合は、造成敷地から公共用地を除いたものとする。）																																																																
4 水道未普及地域加入金	前3項 _____に掲げるもののほか、水道未普及地域解消事業の施行地域における新規給水の場合（別に定める分担金の賦課のある場合を除く。）は、管理者が別に定める額																																																																
区分	給水管の口径	加入金の額																																																															
1 新規給水加入金	ミリメートル	円																																																															
	13	40,000																																																															
	20	80,000																																																															
	25	140,000																																																															
	40	600,000																																																															
	50	1,000,000																																																															
	75	2,000,000																																																															
	100	4,000,000																																																															
150ミリメートル以上は、管理者が別に定める																																																																	
2 生産用水加入金	新設1件につき前項の2倍相当額																																																																
3 給水面積加入金	新規給水加入金又は生産用水加入金に加え、給水対象敷地面積1平方メートル当たり500円（宅地造成地の場合は、造成敷地から公共用地を除いたものとする。）																																																																
4 水道未普及地域加入金	上記の区分に掲げるもののほか、水道未普及地域解消事業の施行地域における新規給水の場合（別に定める分担金の賦課のある場合を除く。）は、管理者が別に定める額																																																																

(原因者工事費の負担)

第16条の2 道路の新設、変更修繕及びその他これに類する事由により給水装置の工事を要するときは、既設装置の所有者の請求がなくても市が行い、これに要する費用は原因者の負担とする。

(工事費の予納)

第20条 (略)

2 前項の概算額は、施行後これを精算し過不足があるときは、これを還付又は追徴する。ただし、その額がこれに要する費用の実費に満たないときは、還付又は追徴しないことができる。

(給水の原則)

第23条 (略)

2 (略)

3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても市はその責めを負わない。

[届出]

第28条 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

(1) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し引き続いて使用するとき。

(2)～(5) (略)

(給水装置、メーター及び水質の検査)

第31条 給水装置又はメーターの機能若しくは水質について使用者又は所有者から検査の請求があったときは、市がこれを行い検査の結果を使用者に通知する。

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、メーターの機能において検査の結果公差100分の8以上の差異あるときは、検査に要した費用はこれを徴

(原因者工事費の負担)

第16条の2 道路の新設、変更修繕及びその他これに類する事由により給水装置の工事を要するときは、既設装置の所有者の請求がなくても市が行い、これに要する費用は原因者の負担とする。

(工事費の予納)

第20条 (略)

2 前項の概算額は、施行後これを精算し、過不足があるときは、これを還付又は追徴する。ただし、その額がこれに要する費用の実費に満たないときは、還付又は追徴しないことができる。

(給水の原則)

第23条 (略)

2 (略)

3 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても市は、その責めを負わない。

[届出]

第28条 給水装置の使用者、所有者又は総代人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、直ちに管理者に届け出なければならない。

(1) 前使用者の給水装置の使用に関する権利義務を承継し、引き続いて使用するとき。

(2)～(5) (略)

(給水装置、メーター及び水質の検査)

第31条 給水装置又はメーターの機能若しくは水質について使用者又は所有者から検査の請求があったときは、市がこれを行い、検査の結果を使用者に通知する。

2 (略)

3 前項の規定にかかわらず、メーターの機能において検査の結果公差100分の8以上の差異あるときは、検査に要した費用は、これを徴

収しない。

(料金の額)

第33条 1期当たりの料金の額は、次の表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金とを合算した額に100分の105を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。

表 (略)

2 私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用したときの料金は、消火栓1個1回について120円に100分の105を乗じたものとし、1回の使用時間は10分以内とする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。

3・4 (略)

(特別な場合における料金の算定)

第37条 期中途において水道の使用を開始又は中止したときの料金は、次のとおりとし、それぞれの額に100分の105を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。

(1)～(4) (略)

(特別給水の料金)

第37条の2 給水装置によらないで給水を行ったときの料金の額は、使用水量1立方メートルにつき400円とし、当該給水のため特に要した費用相当額との合計額に100分の105を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。

(検査等及び費用負担)

第44条 管理者は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 (略)

収しない。

(料金の額)

第33条 1期当たりの料金の額は、次の表に定めるところにより算出した基本料金と従量料金とを合算した額に100分の108を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。

表 (略)

2 私設消火栓を公共のための演習以外の演習に使用したときの料金は、消火栓1個1回について120円に100分の108を乗じたものとし、1回の使用時間は10分以内とする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。

3・4 (略)

(特別な場合における料金の算定)

第37条 期中途において水道の使用を開始又は中止したときの料金は、次のとおりとし、それぞれの額に100分の108を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。

(1)～(4) (略)

(特別給水の料金)

第37条の2 給水装置によらないで給水を行ったときの料金の額は、使用水量1立方メートルにつき400円とし、当該給水のため特に要した費用相当額との合計額に100分の108を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。

(検査等及び費用負担)

第44条 管理者は、管理上必要があると認めるときは、給水装置を検査し適当な措置をさせ、又は自らこれを行うことができる。

2 (略)

亀岡市下水道条例（昭和57年亀岡市条例第24号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第2条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ちん砂池又はちんでん池の<u>どろため</u>に砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(公共下水道の一時使用)</p> <p>第16条 土木又は建築に関する工事の施行に伴う下水を排除するため、一時的に公共下水道を使用する者、<u>その他</u>下水を排除して一時的に公共下水道を使用しようとする者は、あらかじめ、管理者に届け出て許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第19条 使用料の額は、毎使用期における排水量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に<u>100分の105</u>を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 使用者が使用期中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの使用料は、次に定めるところにより算定した額に<u>100分の105</u>を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(終末処理場の維持管理)</p> <p>第2条の7 法第21条第2項の規定による終末処理場の維持管理は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) ちん砂池又はちんでん池の<u>泥ため</u>に砂、汚泥等が満ちたときは、速やかにこれを除去すること。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(公共下水道の一時使用)</p> <p>第16条 土木又は建築に関する工事の施行に伴う下水を排除するため、一時的に公共下水道を使用する者<u>その他</u> 下水を排除して一時的に公共下水道を使用しようとする者は、あらかじめ、管理者に届け出て許可を受けなければならない。</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第19条 使用料の額は、毎使用期における排水量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 使用者が使用期中途において公共下水道の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているその使用を再開したときの使用料は、次に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>4 (略)</p>

亀岡市簡易水道事業給水条例（昭和33年亀岡市条例第29号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(給水の制限)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても市は<u>その</u>責めを負わない。</p> <p>(料金等)</p> <p>第20条 料金は、次の表に定めるところにより算出した基本料金と超過料金を合算した額に<u>100分の105</u>を乗じたものとし、給水装置使用者から徴収する。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 (略)</p> <p>2 計量給水によるメーター使用料は、次の区分により算定した額に<u>100分の105</u>を乗じたものとし、使用者から徴収する。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 (略)</p> <p>3 <u>曾我部簡易水道及び亀西簡易水道については、前項の規定を適用しないものとする。</u></p> <p>(特別の場合における料金の算定)</p> <p>第22条 期中途において給水開始、中止又は廃止したときの料金は、次のとおりとし、それぞれの額に<u>100分の105</u>を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>	<p>(給水の制限)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>2 給水の制限、停止、断水又は漏水のため損害を生ずることがあっても市は、<u>その</u>責めを負わない。</p> <p>(料金等)</p> <p>第20条 料金は、次の表に定めるところにより算出した基本料金と超過料金を合算した額に<u>100分の108</u>を乗じたものとし、給水装置使用者から徴収する。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 (略)</p> <p>2 計量給水によるメーター使用料は、次の区分により算定した額に<u>100分の108</u>を乗じたものとし、使用者から徴収する。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</p> <p style="text-align: center;">表 (略)</p> <p>&lt;削除&gt;</p> <p>(特別の場合における料金の算定)</p> <p>第22条 期中途において給水開始、中止又は廃止したときの料金は、次のとおりとし、それぞれの額に<u>100分の108</u>を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p>

亀岡市飲料水供給施設給水条例（昭和43年亀岡市条例第13号）新旧対照表

現 行					改 正 後 (案)						
(料金) 第4条 料金は、次の区分により算出した合計額に100分の105を乗じたものとし、給水装置使用者から徴収する。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。					(料金) 第4条 料金は、次の区分により算出した合計額に100分の108を乗じたものとし、給水装置使用者から徴収する。ただし、1円未満の端数については切り捨てるものとする。						
施設名	料金等	使用区分	基本料金(1期につき)		超過1m <sup>3</sup> ____ ____につき	施設名	料金等	使用区分	基本料金(1期につき)		超過1立方メー トルにつき
			水量	料金					水量	料金	
小泉飲料水供給施設		家事用	16m <sup>3</sup>	600円	40円	小泉飲料水供給施設		家事用	16m <sup>3</sup>	600円	40円
		その他	40m <sup>3</sup>	1,200円				その他	40m <sup>3</sup>	1,200円	

亀岡市地域下水道条例（平成13年亀岡市条例第18号）新旧対照表

現 行	改 正 後 (案)
<p>(設置、名称等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 地域下水道の種類は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）に基づく特定環境保全公共下水道、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業集落排水処理施設、<u>廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）</u>に基づく<u>し尿処理施設</u>その他市長がこれらに準じる施設として設置するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 汚水 生活又は事業（耕作の事業を除く。）に起因し、又は附随する廃水（農業集落排水処理施設、<u>地域し尿処理施設</u>及び小規模集合排水処理施設にあつては、工場廃水その他特殊な排水を除く。）をいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第16条 使用料の額は、毎使用期における排水量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に<u>100分の105</u>を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 <u>当分の間、天川地区コミュニティ・プラントの使用料の額は、第16条第1項の規定にかかわらず、毎使用期における排水量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に100分の105を乗じたもの</u></p>	<p>(設置、名称等)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 地域下水道の種類は、下水道法（昭和33年法律第79号。以下「法」という。）に基づく特定環境保全公共下水道、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）に基づく農業集落排水処理施設_____その他市長がこれらに準じる施設として設置するものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>(1) 汚水 生活又は事業（耕作の事業を除く。）に起因し、又は附随する廃水（農業集落排水処理施設_____及び小規模集合排水処理施設にあつては、工場廃水その他特殊な排水を除く。）をいう。</p> <p>(2)～(8) (略)</p> <p>(使用料の算定)</p> <p>第16条 使用料の額は、毎使用期における排水量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じたものとする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。</p> <p>附 則</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 削除</p>

とする。ただし、1円未満の端数については、切り捨てるものとする。

(1期2箇月当たり)

基本使用料		超過使用料 (1立方メートルにつき)		
基本排水量	金額	立方メートル	立方メートル	円
立方メートル	円	立方メートル	立方メートル	円
20	1,700	21～	30	70
		31～	40	80
		41～	60	100
		61～	100	110
		101立方メートル以上		130

別表 (第2条関係)

種類	名称	処理区域
特定環境保全公共下水道	保津地区特定環境保全公共下水道	保津町の区域 (一部の区域を除く。)
農業集落排水処理施設	半国地区農業集落排水処理施設	東本梅町の区域 (一部の区域を除く。)
	犬甘野地区農業集落排水処理施設	西別院町犬甘野及び西別院町柚原の区域 (一部の区域を除く。)
	宮前地区農業集落排水処理施設	宮前町の区域 (一部の区域を除く。)
	本梅地区農業集落排水処理施設	本梅町の区域 (一部の区域を除く。)
	川東地区農業集落排水処理施設	馬路町、旭町、千歳町及び河原林町の区域 (一部の区域を除く。)
地域し尿処理施設	天川地区コミュニティ・プラント	蕨田野町天川、蕨田野町佐伯及び曾我部町穴太の区域 (一部の区域を除く。)
小規模集合排水処理施設	小泉地区小規模集合排水処理施設	東別院町小泉の区域 (一部の区域を除く。)

別表 (第2条関係)

種類	名称	処理区域
特定環境保全公共下水道	保津地区特定環境保全公共下水道	保津町の区域 (一部の区域を除く。)
農業集落排水処理施設	半国地区農業集落排水処理施設	東本梅町の区域 (一部の区域を除く。)
	犬甘野地区農業集落排水処理施設	西別院町犬甘野及び西別院町柚原の区域 (一部の区域を除く。)
	宮前地区農業集落排水処理施設	宮前町の区域 (一部の区域を除く。)
	本梅地区農業集落排水処理施設	本梅町の区域 (一部の区域を除く。)
	川東地区農業集落排水処理施設	馬路町、旭町、千歳町及び河原林町の区域 (一部の区域を除く。)
小規模集合排水処理施設	小泉地区小規模集合排水処理施設	東別院町小泉の区域 (一部の区域を除く。)

亀岡市立病院の使用料及び手数料に関する条例（平成16年亀岡市条例第10号）新旧対照表

現 行		改 正 後 (案)																																	
(使用料及び手数料) 第2条 (略) 2 (略) (1) <u>診療報酬の算定方法（平成18年厚生労働省告示第92号）</u>  (2) <u>入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第99号）</u> (3) (略) 3～5 (略) (駐車料金) 第3条 (略)		(使用料及び手数料) 第2条 (略) 2 (略) (1) <u>健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める診療報酬の算定方法</u> (2) <u>健康保険法第85条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）の規定により厚生労働大臣が定める基準</u> (3) (略) 3～5 (略) (駐車料金) 第3条 (略)																																	
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">自動車</td> <td rowspan="3">一般の病院利用者 (1台1回につき)</td> <td>1時間以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>1時間を超え1時間30分以内</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>上記を超える部分につき30分までごとに</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物品を定期的に納入する者等で病院の指定するもの</td> <td>1月ごとにつき1台</td> <td>5,000円以内で管理者が定める額</td> </tr> </tbody> </table>		区分		使用料		自動車	一般の病院利用者 (1台1回につき)	1時間以内	無料	1時間を超え1時間30分以内	400円	上記を超える部分につき30分までごとに	200円		物品を定期的に納入する者等で病院の指定するもの	1月ごとにつき1台	5,000円以内で管理者が定める額	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th colspan="2">使用料</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">自動車</td> <td rowspan="3">一般の病院利用者 (1台1回につき)</td> <td>1時間以内</td> <td>無料</td> </tr> <tr> <td>1時間を超え1時間30分以内</td> <td>400円</td> </tr> <tr> <td>上記を超える部分につき30分までごとに</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>物品を定期的に納入する者等で病院の指定するもの</td> <td>1月ごとにつき1台</td> <td>5,140円以内で管理者が定める額</td> </tr> </tbody> </table>		区分		使用料		自動車	一般の病院利用者 (1台1回につき)	1時間以内	無料	1時間を超え1時間30分以内	400円	上記を超える部分につき30分までごとに	200円		物品を定期的に納入する者等で病院の指定するもの	1月ごとにつき1台	5,140円以内で管理者が定める額
区分		使用料																																	
自動車	一般の病院利用者 (1台1回につき)	1時間以内	無料																																
		1時間を超え1時間30分以内	400円																																
		上記を超える部分につき30分までごとに	200円																																
	物品を定期的に納入する者等で病院の指定するもの	1月ごとにつき1台	5,000円以内で管理者が定める額																																
区分		使用料																																	
自動車	一般の病院利用者 (1台1回につき)	1時間以内	無料																																
		1時間を超え1時間30分以内	400円																																
		上記を超える部分につき30分までごとに	200円																																
	物品を定期的に納入する者等で病院の指定するもの	1月ごとにつき1台	5,140円以内で管理者が定める額																																